

「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」の設置に関する経緯

時 期	事 柄	その他の事柄
平成19年11月1日	○ コンプライアンス推進委員会あてに内部通報	
平成19年12月11日	○ 名古屋市立大学の事件に関連して、理事長・学長連名の「本学におけるコンプライアンス遵守について（通知）」を発信	
平成19年1月	○ コンプライアンス推進委員会の構成の見直し (内部委員(7名)+外部委員(1名) → 外部委員(3名)+副学長)	
平成20年1月17日		○ ストロナク学長の 辞任表明 ○ 学長選考会議
平成20年2月20日		○ 学長選考会議
平成20年2月24日		○ 学長選考会議
平成20年2月25日		○ 学長選考会議結果 公表
平成20年3月12日	○ 医学部長に関する報道あり（一紙のみ） ○ 法人の記者会見（2回）	
平成20年3月14日	○ 理事長あてに副市長名の文書を通知	
平成20年3月25日	○ コンプライアンス推進委員会が理事長・学長へ報告書を提出 ○ 法人から同報告書を市へ提出 ○ コンプライアンス推進委員会が記者会見 ○ 法人が新たに対策委員会を設置する旨を記者会見	
平成20年3月26日	○ 都市経営局から市長へ同報告書を説明	○ 理事長交代につい ての市長臨時記者 会見
平成20年3月28日	○ 市会常任委員会に同報告書と横浜市立大学学位審査等 に係る対策委員会の設置について説明	
平成20年4月1日	○ 市大事務局長あてに都市経営局長名の文書を通知	
平成20年4月4日	○ 法人が横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会の設 置を記者会見	

報 告 書

平成 20 年 3 月 25 日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 宝田 良一 殿

横浜市立大学

学長 ブルース・ストロナク 殿

公立大学法人横浜市立大学

コンプライアンス（倫理法令遵守）推進委員会

委員長 飯田 嘉宏

委員 岡田 公夫

委員 川島 志保

横浜市立大学コンプライアンス（倫理法令遵守）推進委員会は、平成 19 年 11 月 1 日に通報のあった件に関し、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス（倫理法令遵守）推進規程第 5 条に基づき行った事実関係の調査結果を受け、上記規程第 7 条に基づき検討した結果を次のとおりご報告します。

1 通報内容

- (1) 学位取得後の謝礼について
- (2) 結婚式の仲人のお礼について など、その他 5 件

2 調査結果の要約

- (1) 学位取得後の謝礼の授受について、今回通報があった医局内で一部存在していたことが認められた。
一方、学位取得後の謝礼の有無が学位審査結果にあらかじめ影響を及ぼした可能性はないと判断する。つまり学位の質については保証されていると考えられる。（横浜市立大学大学院医学研究科学位論文審査内規によれば、一定水準に達しない限り学位論文の提出が認められず、また指導教授は主査にならない。）
- (2) 結婚式の仲人のお礼について、などのその他 5 件の通報内容については、伝聞に基づく通報であることから、通報内容を確認するまでにいたらなかった。

3 当委員会の判断と是正及び再発防止措置への意見

(1) 学位取得後であっても現金の授受は、明らかに倫理違反である。

横浜市立大学の教員は、地方独立行政法人法第 58 条により、地方公務員と見なされている。公務員が、職務に関連して、利害関係者等から金品を受領することが、公務員の倫理に反することは明らかである。

当委員会は、授受された現金の返還を速やかに行うことを求めると共に、さらに外部者を含む委員会等を設置して、学位審査にかかわる金品の授受に関して、全学にわたり事実関係を調査した上で、適正な是正措置及び再発防止措置等を検討すること、及び倫理基準に関し、横浜市職員倫理規程のような明確なルールを作成することを求める。

【参考】

- 横浜市職員倫理規程は下記のとおり定め、職員が利害関係を有するものからの金品の授受を原則的に禁止している。

【横浜市職員倫理規程第 3 条 5】

職員は、総括サービス管理責任者が定めるところにより、相談員が承認したときを除き、いかなる理由によるかを問わず、自らの職務に利害関係を有する者から金品を受領し、または利益もしくは便宜の供与を受ける行為その他職務の執行の公正さに対する市民の信頼を損なう恐れのある行為をしてはならない。

- 公立大学法人横浜市立大学の定めるコンプライアンス（倫理法令遵守）推進に関する指針にも、次のとおりの定めがあり、大学に働くすべての教職員に対し、高い倫理観を要求している（必携コンプライアンス（倫理法令遵守）推進ハンドブックより）。

内外の法令やルールの遵守はもとより、人権や文化を尊重し、高い倫理観を持って、地域社会のみならず、広く国際社会に貢献します

(2) 調査によれば、学位取得後の謝礼の授受に拘らず学位審査結果に影響を及ぼした可能性はないと判断している。

しかしながら、学位取得に関連して金銭の授受があることは、使途の如何を問わず、学位審査の公正さ、厳正さを疑わせ、大学における教育研究の本質にもとるものである。大学は本件事案を重く受け止め、学位審査の信頼性を全力で回復するよう求める。

(3) 大きな組織になるほど各種の問題が生じるであろうことは予想されるが、それ故にこそ、より透明な運営が不可欠である。特に、医師のキャリア形成に大きく係わる医局人事において、公平性、透明性が確保されることは重要である。当該医局のみならず、教育研究を担う大学の理念に基づき、全学にわたって、より透明な運営を可能とする具体的措置や倫理規範に沿った意識の転換を大学として講じる必要がある。

(4) 高度の学術と医療の伝統と実績を持って広く社会に貢献し、市民医療の基幹を担っている横浜市立大学医学部として、また社会から倫理の規範役を期待されている大学として、本件に係わる事態の発生は誠に残念で遺憾なことである。

これを機に、大学内の考え方や慣習について虚心に見直し、改めるべき点については、厳正適切な是正対応と措置によって、一日も早く医療行為や教育研究に専念できる環境を実現されることを切望する。また、その事実関係と対処措置内容ならびに今後の大学の方針について、市民に十分な説明責任を果たすことを求める。

(以上)

記者発表資料
平成20年4月4日
公立大学法人横浜市立大学
経営企画室 担当部長(総務・財務課長)
遠山澄雄 TEL787-2003

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」設置について

このたび、横浜市立大学大学院における学位審査の問題等について、事実関係の調査並びに再発防止策の策定などを目的に本学に「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」を設置いたしました。

1 設置月日 平成20年4月4日

2 委員会構成

○ 横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会

委員長	宗像 紀夫(むなかた のりお)	弁護士
	加藤 尚武(かとう ひさたけ)	京都大学名誉教授
	荻上 紘一(おぎうえ こういち)	大学評価・学位授与機構評価研究部教授
	会田 努(あいだ つとむ)	弁護士
	矢部丈太郎(やべ じょうたろう)	横浜市立大学理事 実践女子大学教授
	足立 光生(あだち みつお)	横浜市立大学監事
	鈴木 隆(すずき たかし)	横浜市都市経営局長
	神谷 洋二(かみや ようじ)	横浜市都市経営局大学担当理事
副委員長	岡田 公夫(おかだ きみお)	横浜市立大学副学長
	田中 克子(たなか かつこ)	横浜市立大学事務局長

3 部会の設置

○ 調査部会

平成16年度から18年度の学位審査に関わった教員への聞き取り調査及び学位取得者を対象にアンケート調査を実施します。

部会長	会田 努(あいだ つとむ)	弁護士
	内山 辰雄(うちやま たつお)	弁護士
	林 薫男(はやし しげお)	弁護士
	谷山 哲也(たにやま てつや)	弁護士
	二川 裕之(ふたがわ ひろゆき)	弁護士

○ 再発防止部会

学位審査に係る謝礼授受等の再発防止策の策定を行います。

部会長 矢部丈太郎(やべ じょうたろう) 横浜市立大学理事 実践女子大学教授
大野 茂男(おおの しげお) 横浜市立大学医学研究科長
重田 諭吉(しげた ゆきち) 横浜市立大学国際総合科学研究科長
高山 光男(たかやま みつお) 横浜市立大学研究院長
他にも学外有識者を登用予定

4 委員会スケジュール

4月に3回程度開催し、1ヶ月を目途に中間のとりまとめ状況(医学研究科分)を公表する予定。その後、国際総合科学研究科について調査等を実施します。

5 調査対象

平成16年度から18年度の学位審査に関わった教員及び学位取得者

(1) 医学研究科	教員 61名	学位取得者 226名
(2) 国際総合科学研究科	教員104名	学位取得者 74名

むなかた のりお

6 宗像 紀夫 委員長 経歴紹介

1942年1月生(66歳) 中央大学法学部卒業

- ・1968年 検事任官
- ・1992年 東京地方検察庁の初代特別公判部長就任
- ・1993年 東京地方検察庁特別捜査部長就任
- ・2000年 最高検察庁刑事部長・最高検察庁総務部長就任
- ・2003年 名古屋高等検察庁検事長就任
- ・2004年 名古屋高等検察庁検事長退官 弁護士登録
- ・2004年 中央大学大学院法務研究科教授就任
- ・2006年 宗像紀夫法律事務所所長

宗像 委員長 コメント

この度、「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」の委員長を仰せつかりました。

新聞の報道でこの事を知っておりましたが、私自身がその委員会の委員長を務めることになり、責任の重大さを感じております。厳正な調査と再発防止のために、他の委員の方と力を合わせて全力で取り組み、納得いただける結果を導き出して行きたいと考えております。



都 経 大 第 557 号
平成 20 年 3 月 14 日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 宝 田 良 一 様

横浜市副市長 金田孝之

「横浜市立大学における博士号取得の謝礼授受」に関する今後の対応について(依頼)

標記について、地方独立行政法人法第 88 条（調査及び検査）に基づいて、公立大学法人横浜市立大学におかれては、速やかに事実関係等を調査し、下記の 3 点について報告されたい。

記

1. 今回の件に関する事実関係
2. 今後の対応方針
3. 再発防止策

* 地方独立行政法人法（一部抜粋）

（報告及び検査）

第八十八条 総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、地方独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

【担当】

都市経営局大学調整課長 関森

担当係長 川崎

TEL 6 7 1 - 4 2 7 1

FAX 6 6 4 - 9 0 5 5



都 経 大 第 3 号
平成 20 年 4 月 1 日

公立大学法人横浜市立大学
事務局長 田 中 克 子 様

横浜市都市経営局長 鈴 木 隆

「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」における今後の対応について(通知)

標記については、平成 20 年 3 月 14 日付、都経大第 557 号により「横浜市立大学における博士号取得の謝礼授受」に関する今後の対応として、既に依頼しているところであり、同年 3 月 25 日付の公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進委員会からの報告書及び「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」の設置に関する説明を受けました。

市としては、3 月 28 日の都市経営・行政運営調整委員会において、同報告書等を説明し、同委員会から意見や指摘を受けたところです。

今後、大学院における学位審査の問題については、全容の解明並びに再発防止策を含めた今後の対応をとりまとめるため、「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」を設置することとされていますが、この対策委員会においては、都市経営・行政運営調整委員会における各委員からの意見や指摘なども踏まえて実施するようお願いいたします。

さらに、市会常任委員会をはじめ報道などで明らかになってきている内部通報に関する学内からの要請など幾つかの事案についても、しっかりとその事実関係を調査するとともに、各々の場面での大学当局としての対応について検証を行い、報告するよう通知します。

【担当】

都市経営局大学調整課長 関森

担当係長 川崎

TEL 6 7 1 - 4 2 7 1

FAX 6 6 4 - 9 0 5 5